

生徒会規約

第1章 名称

第1条 本会は長久手市立南中学校生徒会という。

第2章 目的

第2条 本会は、生徒各自が自由を尊び責任を重んじ、自治的な活動を通じて、楽しく規律正しい学校生活を築くなかで、自主的・民主的な生活態度を養っていくことを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会は、長久手市立南中学校の生徒を会員とする。

第4章 役員

第4条 本会は次の役員を置く。

- 1 会長 1名 本会の代表で、本会の運営にあたる。
- 2 副会長 2名 会長の代理、および補佐をする。
- 3 書記 3名 会則、役員、および評議員の名簿、生徒総会、および生徒評議会の議事録等、本会に関する事を正確に記録する。
- 4 会計 2名 本会の会計事務にあたる。

第5条 役員は、全校無記名投票によって選出し、任期は前期および後期とする。ただし再選を妨げない。また任期および再選は以下委員長についても同様である。

第5章 機関

第6条 本会は、次の機関を置く。

- 1 生徒総会・生徒集会
- 2 生徒評議会
- 3 執行委員会
- 4 連絡会
- 5 選挙管理委員会

第6章 生徒総会

第7条 生徒総会は次のことを行う。

- 1 年間行事、運営方針の議決
- 2 予算、決算の承認
- 3 その他生徒会が必要と認めた議決

第8条 生徒総会は、会長が招集し、全会員の4分の3をもって成立する。原則として年2回とし、必要があれば、全会員の過半数の要請をもって臨時総会を開く。

第9条 生徒総会の議長は、生徒評議会の議長が行う。議決は過半数で決定する。これは生徒評議会についても同様である。

第10条 会長は、生徒総会の1週間前に日時要件を公示しなければならない。

第7章 生徒評議会

第11条 生徒評議会は、総会の代行機関であり、生徒会活動に関する議案の決議承認を行なう機関である。

第12条 生徒評議会は学級からそれぞれ選出された2名の評議員と執行委員によって構成する。ただし、提案事項のある委員長のみ出席を認める。評議員と執行委員、学級役員、委員会委員の兼任を認めない。なお評議員のみが、議決権を有する。

第13条 生徒評議会は、会長が召集し、構成員の3分の2以上をもって成立する。原則として月1回とする。

第14条 生徒評議会の正副議長は評議員の中より選出する。

第15条 評議員および執行委員は、生徒評議会の3日前までに各所属の議案を生徒会役員に提出しなければならない。

第8章 執行委員会

第16条 執行委員会は、生徒会役員、および正副議長により構成し次のことを行う。

- 1 生徒評議会の議案を整理、検討する。
- 2 年間行事を企画する。
- 3 生徒評議会で決定した企画は、会長の指名により各委員会によって執行する。

第9章 連絡会

第17条 必要に応じて、次の連絡会を開くことができる。

- 1 委員会連絡会
- 2 部連絡会

第10章 選挙管理委員会

第18条 選挙管理委員会は原則として、学級書記をもって組織する。委員長は委員の互選による。

第11章 財政

第19条 本会の経費は、会費年360円をもってあてられる。

第20条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第12章 指導者

第21条 本会の指導者は、校長の任命により、長久手市立南中学校教員があたる。

第22条 指導者は、本会の諸活動に参加し助言することができる。

第13章 改正

第23条 本規約の改正は、生徒評議会で発議し、生徒総会において過半数の賛成をもって認める。

第14章 最高決定権

第24条 最高決定権は、校長にある。

第25条 本会のすべての企画は、学校の承認を得なければ、実施できない。

第15章 附則

第26条 第2条の目的を達成するために、本規約は各学級、および委員会の独自の活動を妨げない。

第27条 本規約は、昭和59年4月1日から施行する。

(平成11年3月、平成14年5月一部改正、平成24年1月一部修正、令和7年5月一部改正)

(平成11年3月、平成14年5月一部改正、平成24年1月一部修正、令和7年5月一部改正)